

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び
払戻し実施のお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、協同組合吉岡専門店会発行の「共通商品券」につきましては、令和8年9月30日（水）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。
未使用の「共通商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

共通商品券（1枚 500円）

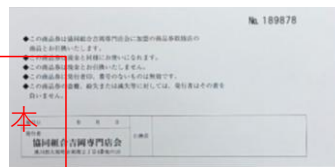
（表面）

（裏面）

（旧デザイン）



（新デザイン）



見本

※著しく破損または汚損している商品券につきましては、状態によってはお取り扱いきかねますので、あらかじめご了承ください。

2. ご利用終了日

令和 8年9月30日（水）まで

3. 払戻しの申出期間

令和 8年10月 1日（木）～令和 8年12月25日（金）

受付時間は、午前10時～午後4時（土、日、祝日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

くろかわ商工会大和事務所に未使用の「共通商品券」を持参してください。

確認の上、その場で現金と交換いたします。

※持参出来ない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先をくろかわ商工会大和事務所までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「共通商品券払戻し申請書」を送付致します。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の共通商品券を同封の上、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用の共通商品券確認し、指定口座へ振り込みます。（振込手数料は当社にて負担いたします。）
なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用致しません。

5. お問い合わせ先

協同組合 吉岡専門店会（くろかわ商工会大和事務所内）

〒981-3626 宮城県黒川郡大和町吉岡南2-4-10

電話番号 022-345-3106